

新型コロナウイルス感染症への対応(改訂 4)

米子松蔭高等学校

1. 目的

このマニュアルは、新型コロナウイルス感染症が発生した際における米子松蔭高等学校が行なうべき対応等についてあらかじめ定め、迅速かつ的確な対策を行って感染拡大を可能な限り防止し、健康被害を最小限にとどめ、生徒・教職員の生活及び学習環境の安定を確保することを目的とする。

2. 学校内での感染拡大予防のための措置(個人)

(1) 予防

- 健康・行動観察の徹底。
- 健康管理に努める。
- 発熱等の症状が出た場合は学校に連絡の上、地域の医療機関に相談する。
相談先に迷う場合は、「受診相談センター」に相談する。

【鳥取県】受診相談センター

午前 9 時～午後 17 時 15 分 0120-567-492 ※土日祝含む ※年末年始を除く
上記以外の時間

鳥取県西部 0859-31-0029 中部 0858-23-3135 東部 0857-22-8111

【島根県】健康相談コールセンター

午前 8 時 30 分～午後 21 時 0852-33-7638 松江市・島根県共同設置松江保健所

- かかりつけ医を受診する場合も必ず事前に電話連絡。
- のどの痛み、発熱等、風邪の症状やにおいや味の異常がある場合は登校しない。
- こまめな手洗い・アルコール消毒の徹底。
- 登下校時を含め、授業中もマスクを着用。
- 登下校時は人混みを避け、自宅から学校の移動のみとし不要な場所への立ち寄り厳禁。

(2) 自宅休養または自宅学習をお願いする場合(出席停止として欠席扱いとはしません)

- ① 生徒の感染が判明した場合または生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合
- ② 生徒に発熱等の風邪症状がみられる場合
- ③ 同居している者が感染したまたは濃厚接触者と指定された場合
- ④ 同居している者に発熱等の風邪症状がみられる場合
- ⑤ 医療的ケアを必要とする生徒や基礎疾患等がある生徒で、主治医が登校すべきでない判断した場合
- ⑥ 保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった場合で、地域の感染状況に基づいた合理的な理由があると校長が判断した場合
- ⑦ 海外から帰国した場合(2週間自宅待機)
- ⑧ 新型コロナワクチン接種をする場合とその副反応が出た場合

3. 学校内での感染拡大予防のための措置(学校)

(1) 予防

- 教室等のこまめな換気を行い、空調設備により温度・湿度を適切に保つ。
- 学校行事や入学試験など大勢が集まる場合にも換気を心がけ、必要に応じて会場の入り口にアルコール消毒液を設置する。
- 各授業終了時に授業担当者の指示で教室の換気を徹底。
- 終礼後の清掃時間に手すりやドアノブなどを消毒。

(2) 感染者が出た場合

生徒・教職員が感染した場合は、ひとまず臨時休業とすることを基本とする。休業期間、範囲は、保健所の指導のもと、学級閉鎖、学年閉鎖、学校全体の臨時休業を判断する。

4. 学校から生徒・保護者への連絡方法

臨時休業などの連絡は、Blend(ブレンド)で行う。